

平成28年度

財 政 白 書

平成30年3月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の平成28年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況についての説明資料として、平成28年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

目次

1	普通会計決算の概要	
	(1) 平成28年度決算の特徴	1
	(2) 決算収支	2
2	歳入の状況	3
3	歳出の状況	
	(1) 目的別歳出	8
	(2) 性質別歳出	10
4	地方債の状況	13
5	債務負担行為の状況	15
6	積立金の状況	16
7	主な財政指標	
	(1) 標準財政規模	18
	(2) 財政力指数	19
	(3) 経常収支比率	20
	(4) 健全化判断比率等	21

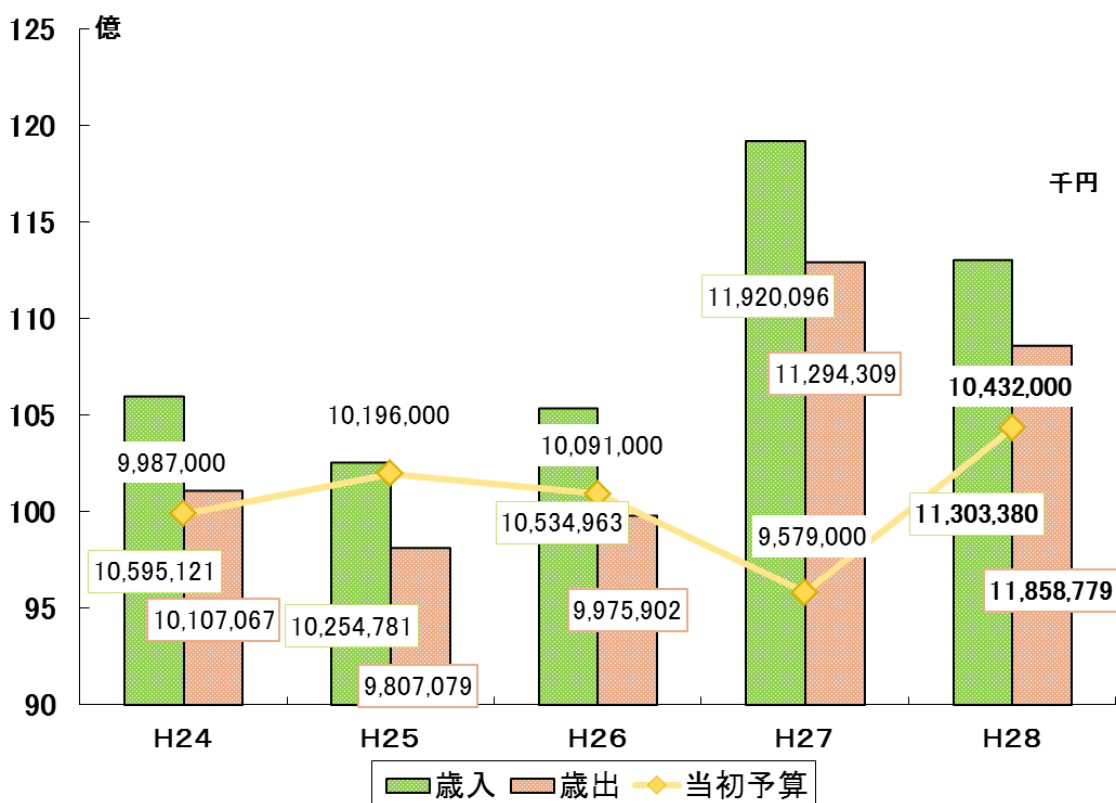
1 普通会計決算の概要

(1) 平成28年度決算の特徴

平成27年度の歳入決算額は、法人町民税収入の増収により、110億円を上回る規模となりました。これを受けて予算編成を行った平成28年度の当初予算規模は、直近5か年のうち最大の規模となっておりますが、決算規模は前年度より縮小しました。

また、同じく前年度の増収の影響を受ける形で、平成21年度以来7年ぶりに普通交付税の不交付団体となりました。

第1図 決算規模の推移



ことばの意味

★普通会計・・・普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。

★一般会計・・・町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。

★特別会計・・・特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者医療特別会計』、『公共下水道事業特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の5つの特別会計があります。

★公営企業会計・・・『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』が該当となります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度			平成27年度	
	金額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	金額 (b)	増減額 26年度比
1 歳入総額	11,303,380	△ 616,716	△ 5.2	11,920,096	1,385,133
2 歳出総額	10,858,779	△ 435,530	△ 3.9	11,294,309	1,318,407
3 形式収支(1-2)	444,601	△ 181,186	△ 29.0	625,787	66,726
4 翌年度に繰り越すべき財源	163,026	105,263	182.2	57,763	2,769
5 実質収支(3-4)	281,575	△ 286,449	△ 50.4	568,024	63,957
6 単年度収支	△ 286,449	△ 350,406	△ 547.9	63,957	△ 24,435
7 積立金	188,117	△ 1,472,195	△ 88.7	1,660,312	1,659,834
8 繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9 積立金取崩額	1,147,637	1,147,637	0.0	0	△ 81,300
10 実質単年度収支(6+7+8-9)	△ 1,245,969	△ 2,970,238	△ 172.3	1,724,269	1,716,699

第2表 決算収支の推移

(単位：千円、%)

年度	歳 入		歳 出		実 質 収 支		単年度 収 支	実質単年度 収 支
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
28	11,303,380	△ 5.2	10,858,779	△ 3.9	281,575	△ 50.4	△ 286,449	△ 1,245,969
27	11,920,096	13.1	11,294,309	13.2	568,024	12.7	63,957	1,724,269
26	10,534,963	2.7	9,975,902	1.7	504,067	21.3	88,392	7,570
25	10,254,781	△ 3.2	9,807,079	△ 3.0	415,675	△ 14.1	△ 68,218	△ 144,680
24	10,595,121	△ 3.9	10,107,067	△ 2.3	483,893	△ 12.7	△ 70,595	31,998

歳入・歳出ともに、町税収入増の影響を受けた平成27年度と比較すると、平成28年度における決算規模は小さくなっています。

平成28年度は、前年程の町税収入がなく、前年度繰越金(=『形式収支』：625,787千円)でその財源不足分を補っていることにより『単年度収支』は赤字となっています。

また『実質単年度収支』についても、財政調整基金を取り崩したこと(『積立金取崩額』：1,147,637千円)等により赤字となっています。

ことばの意味

★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。
ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。

★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。
前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにします。

★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立金や取り崩した額などを増減し、計算したものです。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 地方税	5,725,868	50.7	△ 1,910,585	△ 25.0	7,636,453	64.1
2 地方譲与税	142,164	1.3	△ 1,358	△ 0.9	143,522	1.2
3 利子割交付金	3,371	0.0	△ 2,473	△ 42.3	5,844	0.0
4 配当割交付金	12,934	0.1	△ 9,811	△ 43.1	22,745	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	7,463	0.1	△ 12,089	△ 61.8	19,552	0.2
6 地方消費税交付金	584,792	5.2	△ 59,268	△ 9.2	644,060	5.4
(1) 地方消費税	355,860	3.1	△ 32,803	△ 8.4	388,663	3.3
(2) 社会保障財源化分	228,932	2.0	△ 26,465	△ 10.4	255,397	2.1
7 自動車取得税交付金	33,636	0.3	1,018	3.1	32,618	0.3
8 地方特例交付金	21,528	0.2	1,263	6.2	20,265	0.2
9 地方交付税	41,251	0.4	△ 539,274	△ 92.9	580,525	4.9
(1) 普通交付税	0	0.0	△ 420,175	△ 100.0	420,175	3.5
(2) 特別交付税	41,251	0.4	△ 119,099	△ 74.3	160,350	1.3
10 交通安全対策特別交付金	3,800	0.0	△ 194	△ 4.9	3,994	0.0
小計(一般財源)	6,576,807	58.2	△ 2,532,771	△ 27.8	9,109,578	76.4
11 分担金及び負担金	109,308	1.0	3,283	3.1	106,025	0.9
12 使用料及び手数料	66,739	0.6	△ 2,406	△ 3.5	69,145	0.6
13 国庫支出金	1,199,051	10.6	127,134	11.9	1,071,917	9.0
14 県支出金	834,287	7.4	10,358	1.3	823,929	6.9
15 財産収入	17,322	0.2	9,748	128.7	7,574	0.1
16 寄付金	11,042	0.1	6,062	121.7	4,980	0.0
17 繰入金	1,280,123	11.3	1,245,082	3,553.2	35,041	0.3
18 繰越金	625,787	5.5	66,726	11.9	559,061	4.7
19 諸収入	66,214	0.6	22,168	50.3	44,046	0.4
20 地方債	516,700	4.6	427,900	481.9	88,800	0.7
小計(特定財源)	4,726,573	41.8	1,916,055	68.2	2,810,518	23.6
歳入合計	11,303,380	100.0	△ 616,716	△ 5.2	11,920,096	100.0
自主財源(1+11+12+15~19)	7,902,403	69.9	△ 559,922	△ 6.6	8,462,325	71.0
依存財源(2~10+13+14+20)	3,400,977	30.1	△ 116,062	△ 3.4	3,457,771	29.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『地方税』は、前年度においては法人税分の大幅な増収がありましたが継続せず、前年度比で大きな減額【第4表に詳細】となりました。また、前年度の増収の影響を受ける形で、平成28年度は普通交付税の不交付団体となったことにより、『地方交付税』も減額となっています。

これらの不足した財源を補うために、財政調整基金の取崩しを行ったこと等により、『繰入金』は前年度と比較して大きく増額となっています。

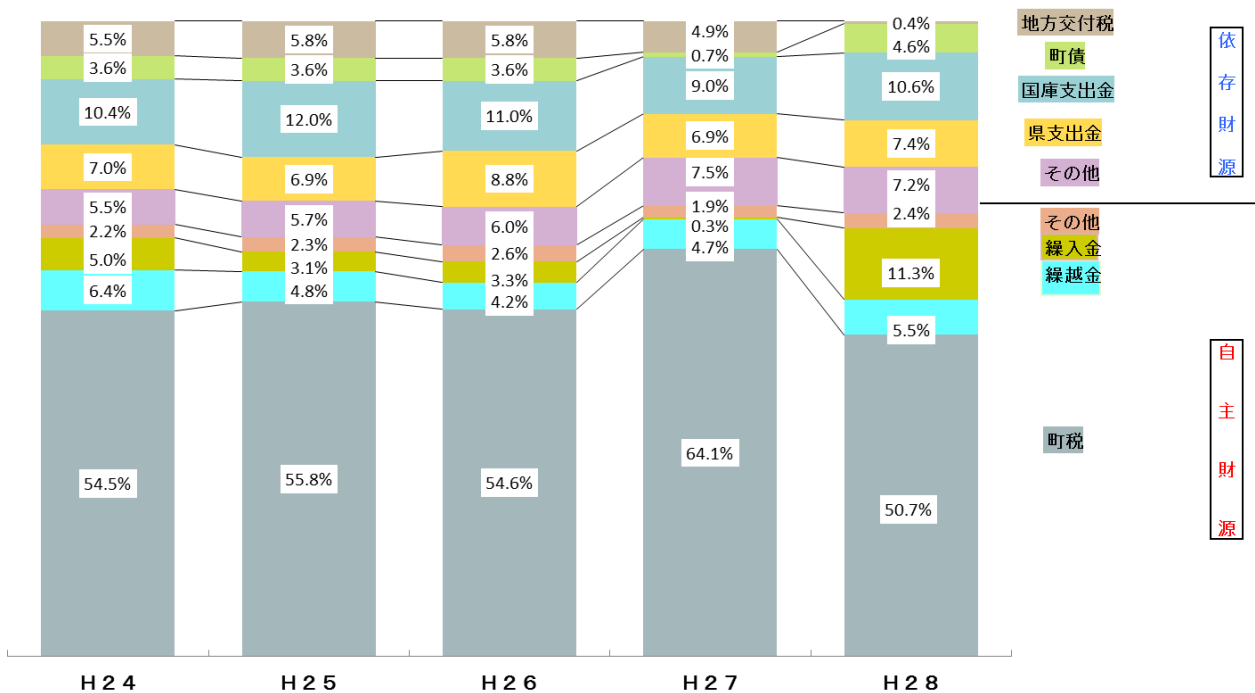
『地方債』については、前年度からの継続事業である上三川小学校体育館新築事業の完了に伴い、事業費に充てる地方債の借入を行ったことなどにより増額となっております。

自主財源の比率は、増収により数値を伸ばした前年と比較しても1.1ポイントの減にとどまっていますが、地方交付税(=依存財源)の減分を基金からの繰入金(=自主財源)で補っていることが影響した数値であり、自主財源額の全体としては減額となっています。今後も、国や県からの交付金等は欠かせない財源であると言えます。

ことばの意味

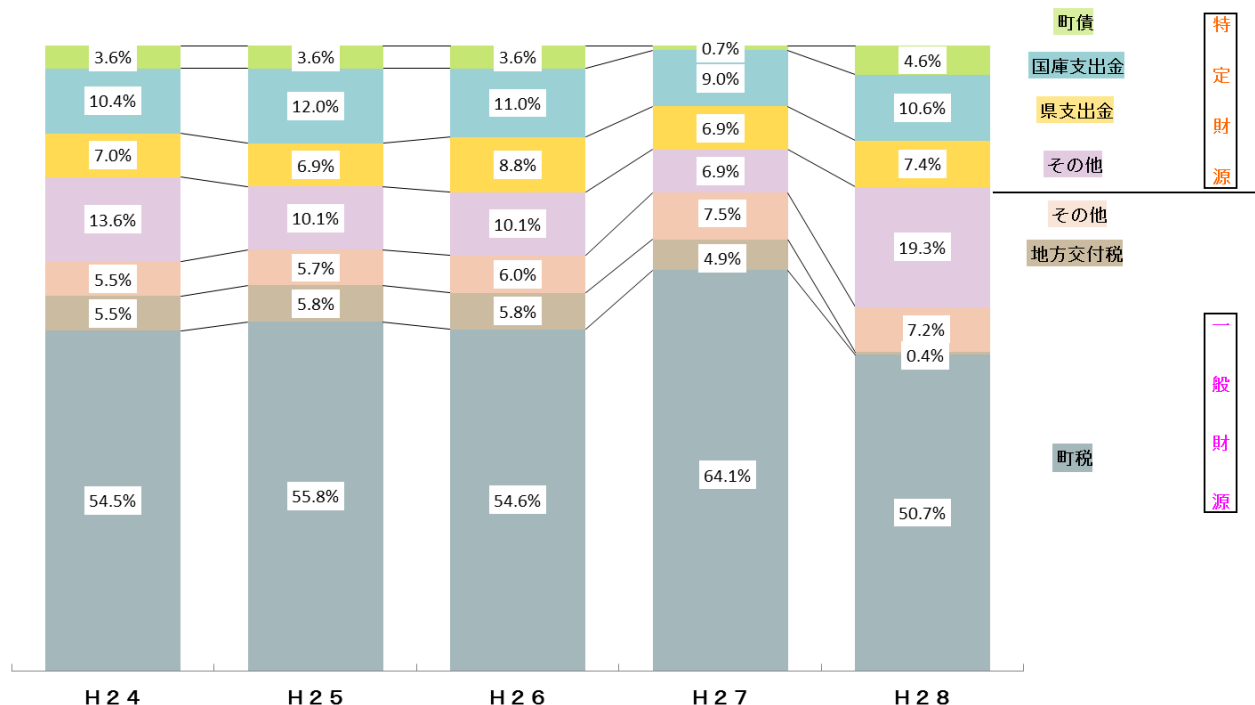
- ★**地方譲与税**・・・ 国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税があります。
- ★**〇〇〇交付金**・・・ 皆さんが納めている国税（消費税や所得税など）や県税（自動車取得税）から、町に配分されてくる税金。
- ★**地方交付税**・・・ 全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
- ★**国庫／県支出金**・・・ 特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★**財産収入**・・・ 町有地の払い下げによる収入や基金（貯金）の利子収入。
- ★**繰入金**・・・ 積み立てていた基金（貯金）を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★**繰越金**・・・ 前年度決算により残ったお金。
- ★**地方債**・・・ 町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金（ローン）のこと。
- ★**特定財源**・・・ その使い道が決められている財源。
- ★**一般財源**・・・ どのような経費にも使える財源。
- ★**依存財源**・・・ 国や県の基準等により交付される財源。
- ★**自主財源**・・・ 町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第4表 町税の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
一 普通税	5,507,338	96.2	△ 1,911,710	△ 25.8	7,419,048	97.2
(1) 市町村民税	2,115,651	36.9	△ 1,948,982	△ 47.9	4,064,633	53.2
(7) 個人分	1,692,408	29.6	57,370	3.5	1,635,038	21.4
(4) 法人分	423,243	7.4	△ 2,006,352	△ 82.6	2,429,595	31.8
(2) 固定資産税	3,016,780	52.7	35,090	1.2	2,981,690	39.0
(7) 純固定資産税	3,013,354	52.6	35,220	1.2	2,978,134	39.0
① 土地	1,015,423	17.7	599	0.1	1,014,824	13.3
② 家屋	1,058,346	18.5	944	0.1	1,057,402	13.8
③ 償却資産	939,585	16.4	33,677	3.7	905,908	11.9
(4) 交付金	3,426	0.1	△ 130	△ 3.7	3,556	0.0
(3) 軽自動車税	79,233	1.4	10,726	15.7	68,507	0.9
(4) 市町村たばこ税	295,674	5.2	△ 8,544	△ 2.8	304,218	4.0
二 目的税	218,530	3.8	1,125	0.5	217,405	2.8
(1) 都市計画税	218,530	3.8	1,125	0.5	217,405	2.8
合 計	5,725,868	100.0	△ 1,910,585	△ 25.0	7,636,453	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入全体としては前年度比で大きく減額となっています。

特に、『市町村民税』のうち「法人分」について、前年度は主に町内大企業からの納付により大幅な増収がありましたが、増収は単年度にとどまり、前年度比▲82.6%の減額となりました。

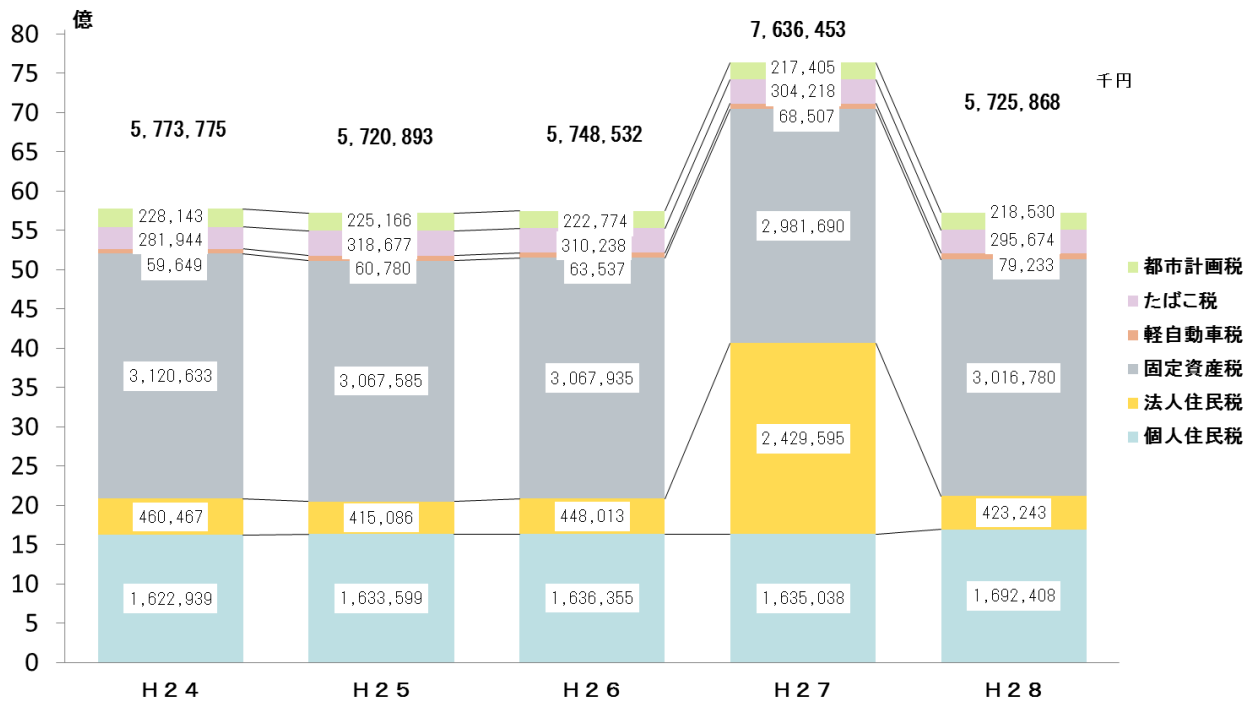
『固定資産税』について、「土地」及び「家屋」においては前年度とほぼ同等の収入となりました。「償却資産」においては、企業の新たな設備投資により前年度比増額となっています。

『市町村たばこ税』については、売上本数の減少【▲約177万本】により前年度比減額になっています。

『軽自動車税』については、平成28年度からの税率改正の影響を受け、前年度比増額になっています。

『市町村民税』収入は、景気の動向に大きく左右され、特に「法人分」については顕著に数値に現れてくるものです。一方で、『固定資産税』は一定額の収入が見込めることから、町税収入の根幹となっています。

第4図 町税収入の推移



※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

平成24年度と平成27年度が、『固定資産税』の評価替え年度（3年毎）にあたります。近年では、土地の評価下落および家屋の減価償却により、前年度より大きく減収する結果となっています。

『都市計画税』の課税対象となる土地と家屋（市街化区域内）は、固定資産税における評価額を元に算出しているため、固定資産税の収入割合と同様の推移をたどることになります。

平成25年度の『たばこ税』の増額は、税制改正に伴い、道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税へと振り替えられたことによるものです。

平成28年度の『軽自動車税』の増額は、税制改正により平成27年4月1日以降の新規登録車への課税額が増税となったためです。

近年、毎年のように税率等の改正が行われていることで、税目ごとの収入額については、年度により増減のばらつきが見られますが、長引く景気低迷の影響などにもより、町税収入全体としては減収傾向にありました。

当町の特徴として、町内大企業からの法人町民税収入の多寡が、そのまま町税収入全体の増減にも大きく影響することが挙げられます。

3 歳出の状況

目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的（仕事の内容）で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 議会費	116,566	1.1	△ 12,468	△ 9.7	129,034	1.1
2 総務費	1,714,712	15.8	△ 933,765	△ 35.3	2,648,477	23.4
3 民生費	3,393,749	31.3	189,797	5.9	3,203,952	28.4
4 衛生費	938,519	8.6	△ 17,280	△ 1.8	955,799	8.5
5 労働費	79	0.0	△ 34	△ 30.1	113	0.0
6 農林水産業費	462,821	4.3	△ 154,573	△ 25.0	617,394	5.5
7 商工費	64,982	0.6	△ 17,651	△ 21.4	82,633	0.7
8 土木費	1,083,391	10.0	725	0.1	1,082,666	9.6
9 消防費	629,544	5.8	101,979	19.3	527,565	4.7
10 教育費	1,645,402	15.2	448,016	37.4	1,197,386	10.6
11 災害復旧費	24,113	0.2	△ 16,469	△ 40.6	40,582	0.4
12 公債費	784,901	7.2	△ 23,807	△ 2.9	808,708	7.2
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	10,858,779	100.0	△ 435,530	△ 3.9	11,294,309	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

増加額の大きい『総務費』

『教育費』は、平成27年度からの継続事業として実施した上三川小学校体育館新築事業の完了に伴う支出があったことなどから、前年比増額となっています。

『民生費』は、社会保障に要する経費が年々上昇傾向にあることに加え、国の施策による臨時福祉給付金事業の費用が計上されたことで、前年度比増額となっています。

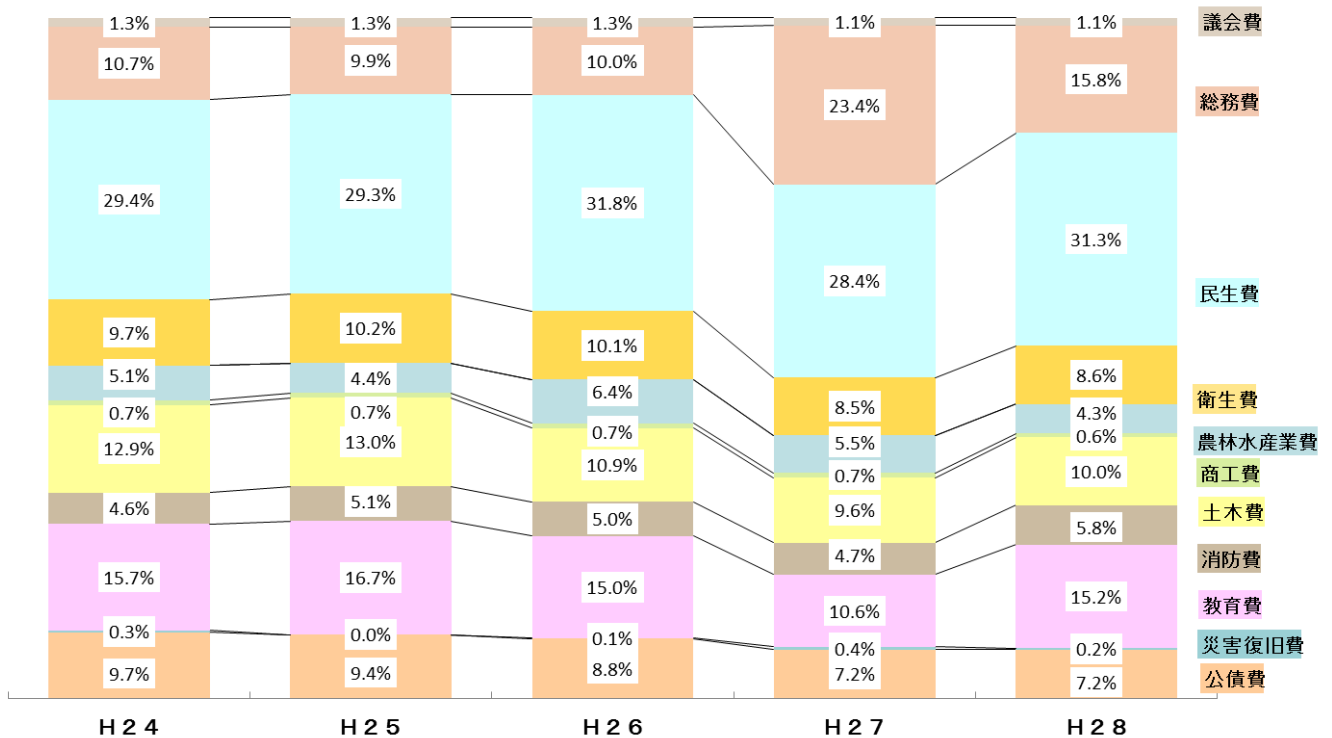
『消防費』は、平成27年度から平成29年度にかけて事業計画している、防災行政無線整備事業費の増【+50,246千円】等により、前年比増額となっています。

減少額の大きい『総務費』は、財政調整基金への積立額が前年度比で大幅に減少したことによりです。

『災害復旧費』については、平成27年9月の台風18号により被災した東蓼沼橋などの復旧事業の実施があった一方、平成25年の大雪による被災農家の支援事業が終了したことにより前年比減額となっています。

構成比の割合では、上位3項目は『民生費』・『総務費』・『教育費』の順になります。特に『民生費』については、障害者自立支援法や児童福祉法等の改正に伴い、その対象者や支援項目等が増加していることもあって、事業費総額および構成費割合はともに年々拡大しています。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★議会費・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。
- ★総務費・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。
- ★民生費・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障害者の生活支援等に要する費用。
- ★衛生費・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。
- ★農林水産業費・・・上三川町農業公社への補助など、農業振興のために要する費用。
- ★商工費・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。
- ★土木費・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。
- ★消防費・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。
- ★教育費・・・学校教育や幼稚園の運営、スポーツ・文化振興等に要する費用。
- ★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。
- ★公債費・・・地方債（借金）返済のための費用。

(2) 性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 人件費	1,541,474	14.2	△ 78,508	△ 4.8	1,619,982	14.3
2 物件費	1,587,963	14.6	△ 56,422	△ 3.4	1,644,385	14.6
3 維持補修費	34,479	0.3	△ 13,078	△ 27.5	47,557	0.4
4 扶助費	2,069,500	19.1	81,103	4.1	1,988,397	17.6
5 補助費等	1,613,125	14.9	411,150	34.2	1,201,975	10.6
6 普通建設事業費	1,469,974	13.5	927,910	171.2	542,064	4.8
(1) 補助事業費	486,704	4.5	412,930	559.7	73,774	0.7
(2) 単独事業費	983,270	9.1	514,980	110.0	468,290	4.1
7 災害復旧事業費	24,113	0.2	△ 16,469	△ 40.6	40,582	0.4
8 公債費	784,901	7.2	△ 23,807	△ 2.9	808,708	7.2
9 積立金	199,221	1.8	△ 1,592,602	△ 88.9	1,791,823	15.9
10 投資及び出資金	53,870	0.5	11,800	28.0	42,070	0.4
11 繰出金	1,480,159	13.6	△ 86,607	△ 5.5	1,566,766	13.9
合 計	10,858,779	100.0	△ 435,530	△ 3.9	11,294,309	100.0
義務的経費(1+4+8)	4,395,875	40.5	△ 21,212	△ 0.5	4,417,087	39.1
任意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	6,462,904	59.5	△ 414,318	△ 6.0	6,877,222	60.9
消費的経費(1~5)	6,846,541	63.1	344,245	5.3	6,502,296	57.6
投資的経費(6+7)	1,494,087	13.8	911,441	156.4	582,646	5.2
その他の経費(8~11)	2,518,151	23.2	△ 1,691,216	△ 40.2	4,209,367	37.3

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

増加額の大きい『普通建設事業費』のうち『補助事業費』については、前述の上三川小学校体育館新築事業の完了【+235,279千円】に伴う支出の増加が主な要因となります。また、付随する国庫補助認定外の事業費【+383,202千円】などから、『単独事業費』についても前年比増額の決算となっています。

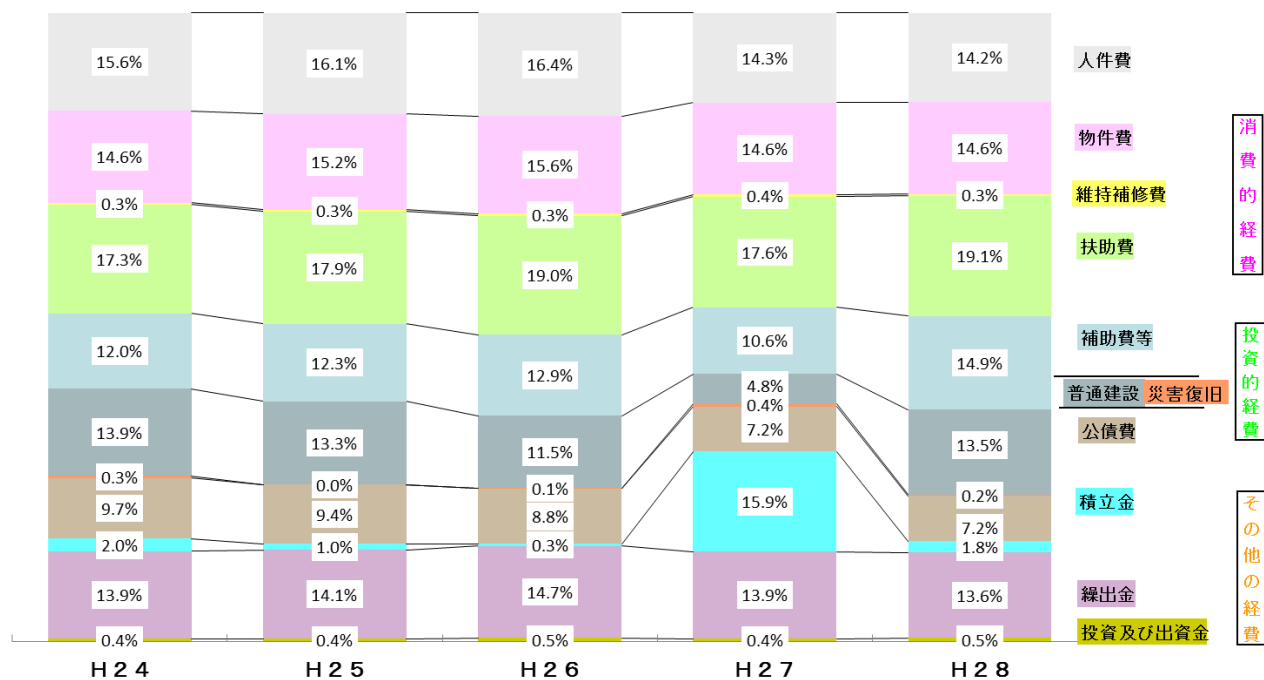
『補助費等』の増額は、町内大企業に対して、確定申告による法人町民税の還付【542,846千円】を行ったことによります。

また、財政調整基金への積立金が前年度比減額【▲1,472,194千円】となったことにより、『積立金』が減額となりました。

制度改正の影響にもよりますが、医療費等助成施策や少子高齢化対策、障害者支援など社会保障に要する経費は増加の一途をたどっています。

近年、『義務的経費』のうち、『人件費』や『公債費』については減額傾向にありますが、社会保障に要する経費である『扶助費』は毎年増加しており、町財政運営に影響を与えています。

第6図 性質別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★物件費・・・公共施設管理のための委託費や消耗品・光熱水費などの事務的な経費。
- ★維持補修費・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。
- ★扶助費・・・児童医療費の助成や高齢者・障害者の生活支援等。
- ★補助費等・・・各種団体（消防・救急医療・葬祭場・自治会等）への負担金や活動支援等。
- ★普通建設事業費・・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。
- ★積立金・・・基金への貯金。
- ★繰出金・・・保健医療特別会計や下水道事業特別会計への支出。
- ★投資及び出資金・・・水道事業会計への支出等。

第7表 普通建設事業費目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 総務費	39,635	2.7	27,820	235.5	11,815	2.2
3 民生費	132,066	9.0	125,059	1,784.8	7,007	1.3
4 衛生費	6,150	0.4	396	6.9	5,754	1.1
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 農林水産業費	46,032	3.1	△ 5,882	△ 11.3	51,914	9.6
7 商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 土木費	420,085	28.6	97,493	30.2	322,592	59.5
(1) 道路橋りょう費	270,947	18.4	68,494	33.8	202,453	37.3
(2) 都市計画費	28,410	1.9	△ 44,196	△ 60.9	72,606	13.4
(3) 住宅費	800	0.1	800	皆増	0	0.0
(4) その他	119,928	8.2	72,395	152.3	47,533	8.8
9 消防費	142,151	9.7	75,137	112.1	67,014	12.4
10 教育費	683,855	46.5	607,887	800.2	75,968	14.0
(1) 小学校費	653,636	44.5	600,582	1,132.0	53,054	9.8
(2) 中学校費	24,541	1.7	7,871	47.2	16,670	3.1
(3) その他	5,678	0.4	△ 566	△ 9.1	6,244	1.2
11 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	1,469,974	100.0	927,910	171.2	542,064	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』については、庁舎エレベーター改修工事等の庁舎・設備維持修繕事業の実施により、前年度より増額となっています。

『教育費』について、平成27年度より事業を進めてきた上三川小学校体育館の新築費用が計上されたことにより、大きく増額となっています。

『民生費』の増額は、あけぼし保育園において実施した保育所緊急整備事業への支出を行ったことによります。

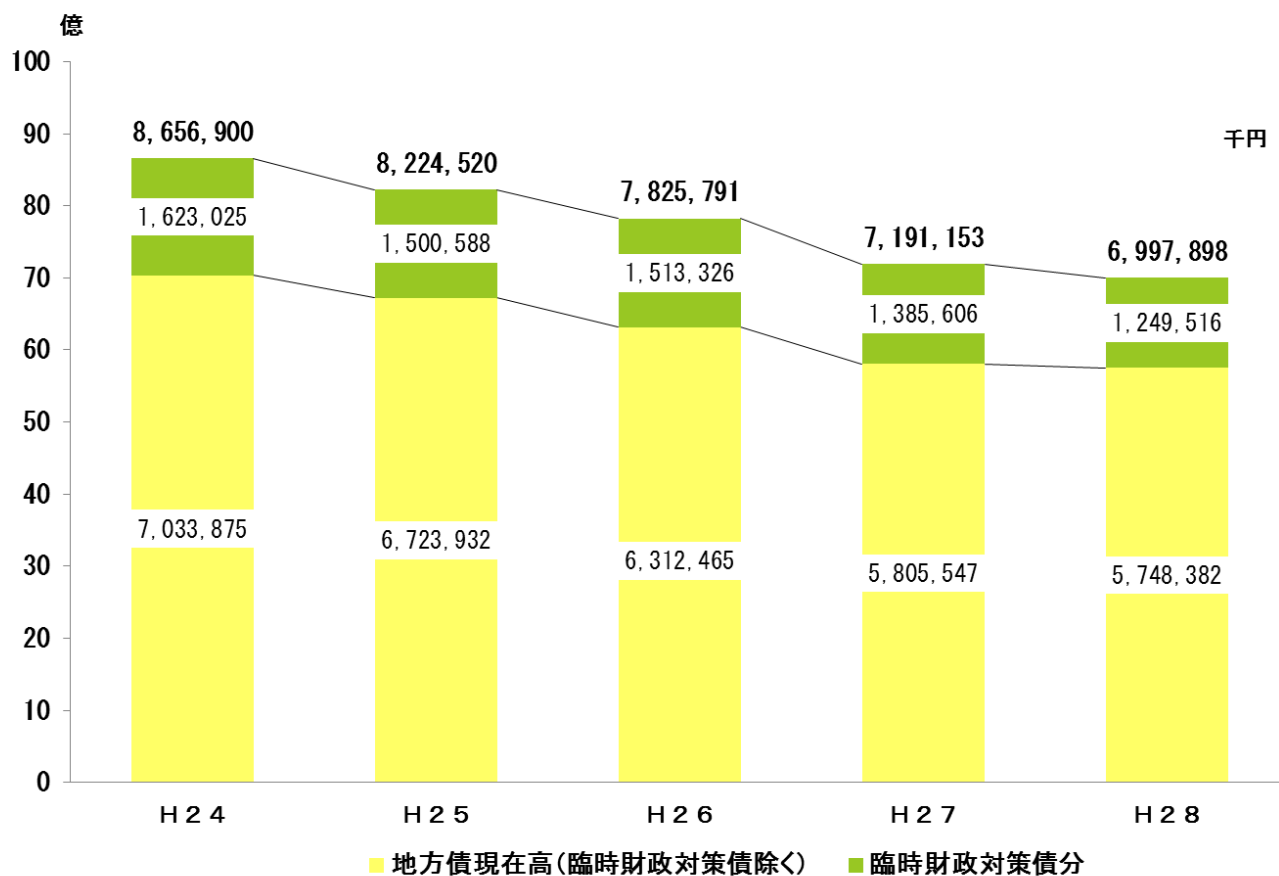
『土木費』については、富士山地区市街地整備事業費の減額により、「都市計画費」は減少しています。一方、町道舗装等の事業費（「道路橋りょう費」）、赤沢川の護岸整備事業費（「その他」）分等がそれぞれ前年比増額となったことにより、全体としては増額となっています。

『消防費』における事業としては、平成27年度から整備を進めております防災行政無線整備事業があり、平成29年度の完了を予定しています。

普通建設事業費（公共事業費）の総額としては、前年度比増額となっておりますが、長期的に見ると上三川いきいきプラザの整備以降の事業費は減少傾向にあります。

4 地方債（借金）の状況

第7図 地方債現在高の推移



新規の地方債発行が公債費を下回った【新規借入額 < 借金返済額】のために、平成 28 年度においても臨時財政対策債分を含めた『地方債現在高』は減少する結果となっています。

上三川いきいきプラザを整備した平成 19 年度（約 97 億 7,000 万円）をピークに、地方債現在高は毎年着実に減少しています。

臨時財政対策債については赤字補てん債であることから、当町ではその発行については消極的に考えており、直近では平成 22 年度の 1 億円、平成 26 年度の 1 億 3,800 万円の借りに留めています。

なお、地方債残高を町民 1 人あたりに換算すると、222,941 円となります。

[H29. 3. 31 現在人口 31,389 人]

ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行されるものですが、地方一般財源の不足に対処するため、建設事業以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。

いわゆる、赤字公債のことですが、後年度に地方交付税【4 ページ参照】として国が補てんするとされているため、毎年、多くの地方自治体で発行されています。

第8表 地方債現在高の状況（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 公共事業等債	136,161	1.9	21,711	19.0	114,450	1.6
2 公営住宅建設事業債	21,324	0.3	△ 13,653	△ 39.0	34,977	0.5
3 災害復旧事業債	17,386	0.2	6,323	57.2	11,063	0.2
4 緊急防災・減災事業債	374,326	5.3	83,489	28.7	290,837	4.0
5 全国防災事業債	313,095	4.5	△ 29,705	△ 8.7	342,800	4.8
6 学校教育施設等整備事業債	1,119,283	16.0	247,602	28.4	871,681	12.1
7 一般廃棄物処理事業債	31,974	0.5	△ 13,472	△ 29.6	45,446	0.6
8 一般補助施設整備等事業債	538,908	7.7	△ 62,534	△ 10.4	601,442	8.4
9 一般単独事業債	2,654,755	37.9	△ 243,893	△ 8.4	2,898,648	40.3
10 財源対策債	313,882	4.5	△ 2,671	△ 0.8	316,553	4.4
11 臨時財政特例債	781	0.0	△ 748	△ 48.9	1,529	0.0
12 減税補てん債	220,076	3.1	△ 36,952	△ 14.4	257,028	3.6
13 臨時税収補てん債	6,431	0.1	△ 12,662	△ 66.3	19,093	0.3
14 臨時財政対策債	1,249,516	17.9	△ 136,090	△ 9.8	1,385,606	19.3
15 県貸付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	6,997,898	100.0	△ 193,255	△ 2.7	7,191,153	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『公共事業等債』は町道整備事業、『災害復旧事業債』は谷川護岸改修事業及び東蓼沼橋復旧事業、『緊急防災・減災事業債』は防災行政無線整備事業等、『学校教育施設等整備事業債』は上三川小学校体育館新築事業及び上三川中学校武道場改修事業の財源として、それぞれ借り入れました。

第9表 地方債現在高の状況（借入先別）

（単位：千円、％）

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 政府資金	2,600,543	37.2	△ 122,200	△ 4.5	2,722,743	37.9
(1) 財政融資資金	2,280,047	32.6	△ 62,515	△ 2.7	2,342,562	32.6
うち旧資金運用部資金	80,626	1.2	△ 47,307	△ 37.0	127,933	1.8
(2) 旧郵政公社資金	320,496	4.6	△ 59,685	△ 15.7	380,181	5.3
うち旧郵便貯金資金	16,074	0.2	△ 15,915	△ 49.8	31,989	0.4
うち旧簡易生命保険資金	304,422	4.4	△ 43,770	△ 12.6	348,192	4.8
2 地方公共団体金融機構資金	1,187,278	17.0	138,992	13.3	1,048,286	14.6
3 市中銀行	2,836,400	40.5	△ 184,248	△ 6.1	3,020,648	42.0
4 その他の金融機関	354,577	5.1	△ 41,749	△ 10.5	396,326	5.5
5 共済等	19,100	0.3	15,950	506.3	3,150	0.0
合 計	6,997,898	100.0	△ 193,255	△ 2.7	7,191,153	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』、『市中銀行（民間の銀行）』及び、『共済等』として「（一財）全国自治協会」から、新たに借入れを行いました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度			平成27年度	
	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	次年度以降 支出予定額 (b)	増減額 26年度比
利子補給等に係るもの	15,443	6,108	65.4	9,335	7,929
農林水産関係に係るもの	15,443	6,108	65.4	9,335	7,929
商工関係に係るもの		0	0.0	0	0
住宅関係に係るもの		0	0.0	0	0
その他に係るもの	1,262,675	△ 43,472	△ 3.3	1,306,147	△ 497,255
合 計	1,278,118	△ 37,364	△ 2.8	1,315,482	△ 489,326

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の指定管理契約やデマンド交通運行契約などの複数年契約となるものの支出予定額が計上されています。契約満了の前年には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることになります。

ことばの意味

★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金（貯金）の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度				平成27年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (b)	構成比
1 財政調整基金	1,461,241	47.5	△ 959,520	△ 39.6	2,420,761	58.5
2 減債基金	1,072,722	34.8	407	0.0	1,072,315	25.9
3 その他の特定目的基金	545,343	17.7	△ 99,017	△ 15.4	644,360	15.6
合 計	3,079,306	100.0	△ 1,058,130	△ 25.6	4,137,436	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『**財政調整基金**』は、町税収入が当初予算額より減額となったことで生じた財源不足を補うために、1,147,637千円の取崩しを行いました。

『**減債基金**（町債管理基金）』については、取崩しはありませんでした。

『**その他の特定目的基金**』では、義務教育施設整備基金に350千円、社会福祉基金に10,092千円をそれぞれ積み増しました。

一方で、上三川小学校体育館新築事業の財源として、義務教育施設整備基金を充てるなど、計109,714千円の取り崩しを行いました。

その他、各基金とも利子分の積立を行っています。

なお、基金残高を町民1人あたりに換算すると、98,101円となります。

[H29.3.31 現在人口 31,389人]

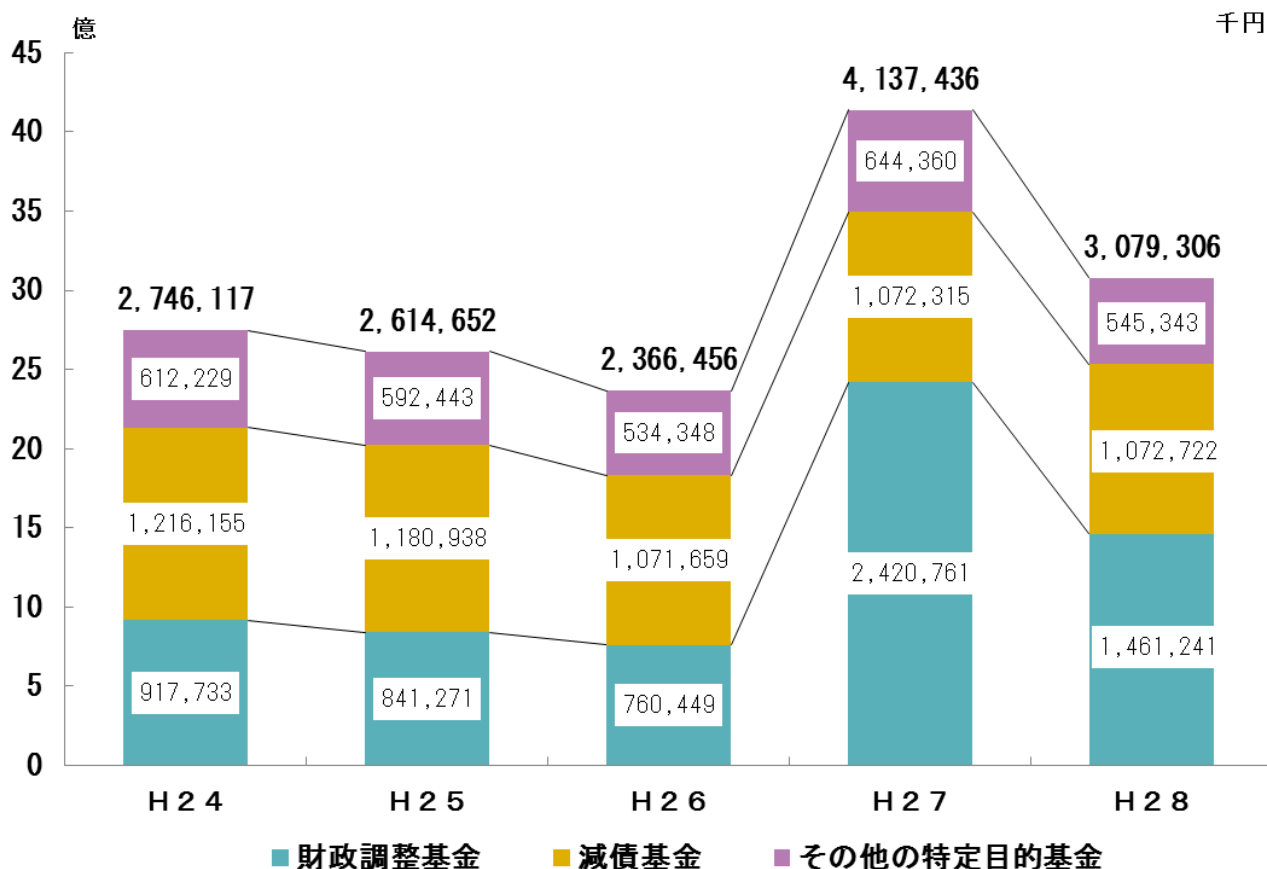
ことばの意味

★**財政調整基金**・・・ 大幅な収入の減少や思わぬ支出に備え、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく貯金のことです。

★**減債基金**・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立てる基金で、当町では町債管理基金という名称です。

★**その他の特定目的基金**・・・ 当町において該当するものは、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、東日本大震災復興推進基金、そして生涯学習センター整備基金の計5つがあります（※27年度現在）。

第8図 積立金残高の推移



『その他の特定目的基金』では、義務教育施設整備基金を、平成21年度より順次実施してきた小中学校の改修事業（平成26年度に事業完了）や、平成27～28年度にかけて実施した上三川小学校体育館新築事業の財源に充てており、その残高は減少傾向にあります。

また、平成24年度には生涯学習センター整備基金を新設しています。

平成23年度からは上三川いきいきプラザ整備事業の起債（借金）の償還費用として、『減債基金（町債管理基金）』を取り崩しています。

『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の（平均的な）町税収入の1割（約6億円）以上を確保することに努めています。平成27年度は、町税の増収分を積み増しています。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金（町債管理基金）』を取り崩すことで補っているため、近年の町税収入の減少は、基金の総残高の減少に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

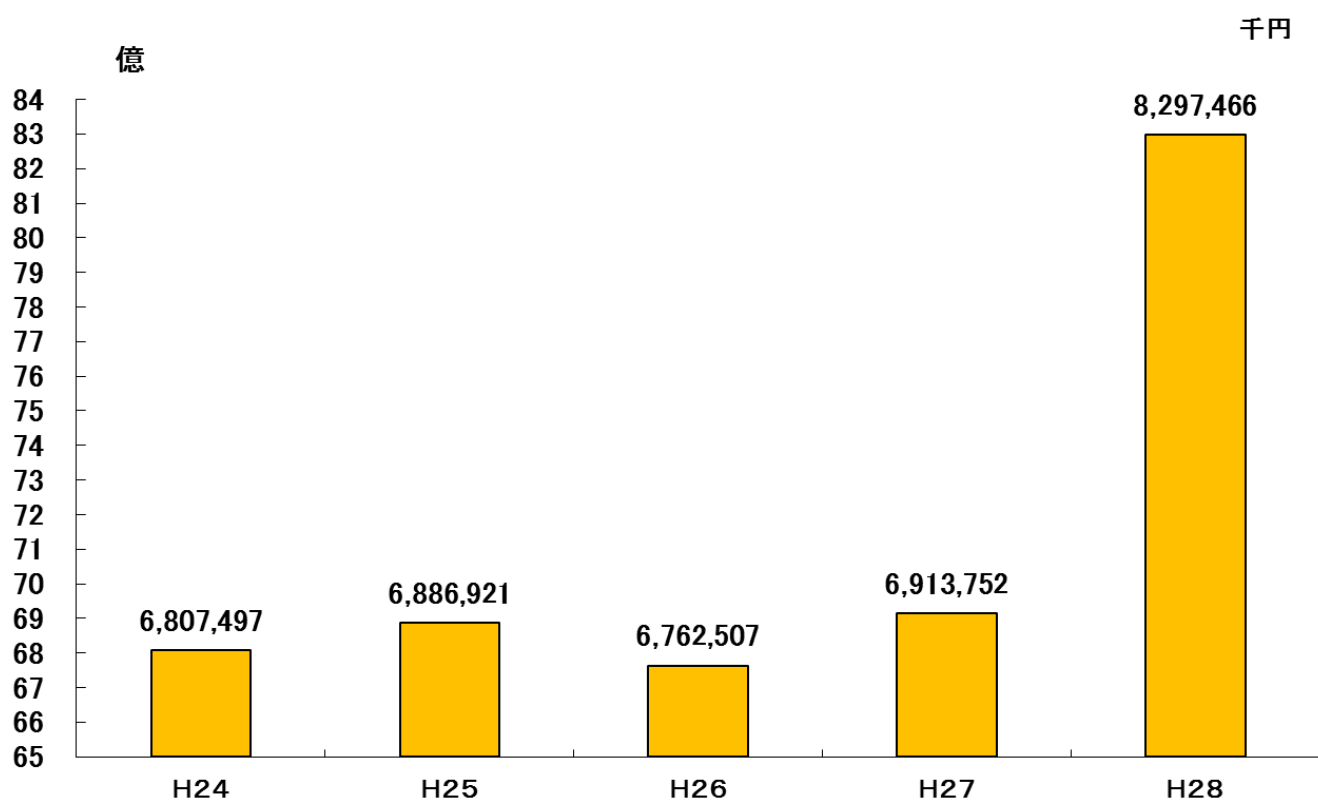
普通交付税を計算する上で算定される、その町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、68億円前後の数値で推移していました。

平成28年度値は、平成27年度の収入額を元に算出されます。平成27年度の町税収入が大きく増額となったため、標準財政規模も例年と比較して非常に大きな数値となりました。

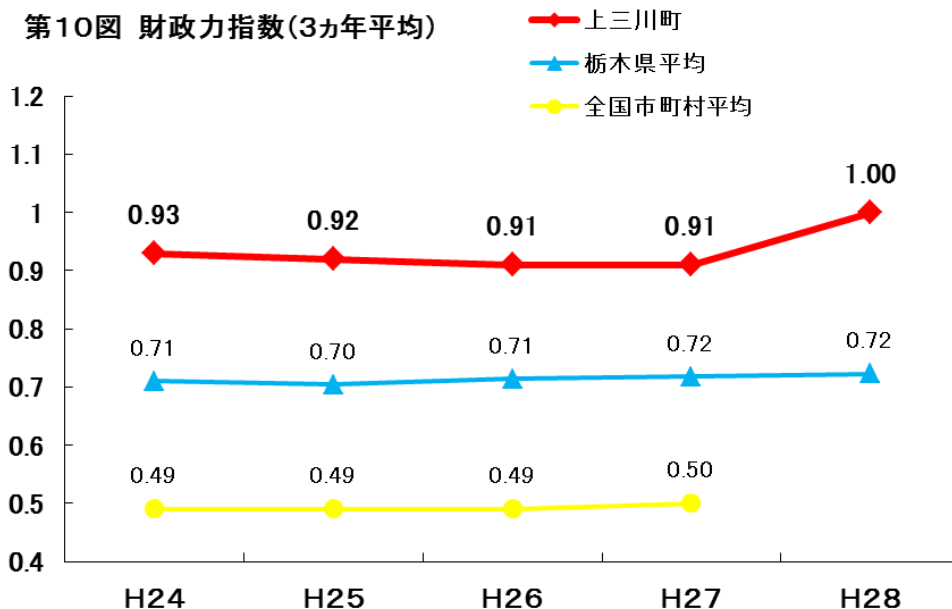
第9図 標準財政規模の推移



(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3カ年の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。単年度での財政力指数が‘1’を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

平成28年度は、平成21年度以来7年ぶりに普通交付税の不交付団体となりました。これは、標準財政規模【18ページ参照】と同様、平成27年度の町税増収分を反映した結果です。



第12表 基準財政額の推移

(単位：千円)

基準財政 需要額	4,748,047	4,900,294	4,848,301	5,122,534	5,520,825
基準財政 収入額	4,348,380	4,464,072	4,418,319	4,702,359	6,406,244
(3カ年平均) 財政力指数	0.927	0.914	0.913	0.913	0.996
(単年度) 財政力指数	0.916	0.911	0.911	0.918	1.160

ことばの意味

★**基準財政需要額**・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準に算定された額となります。

★**基準財政収入額**・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により算定された額となります。

(3) 経常収支比率

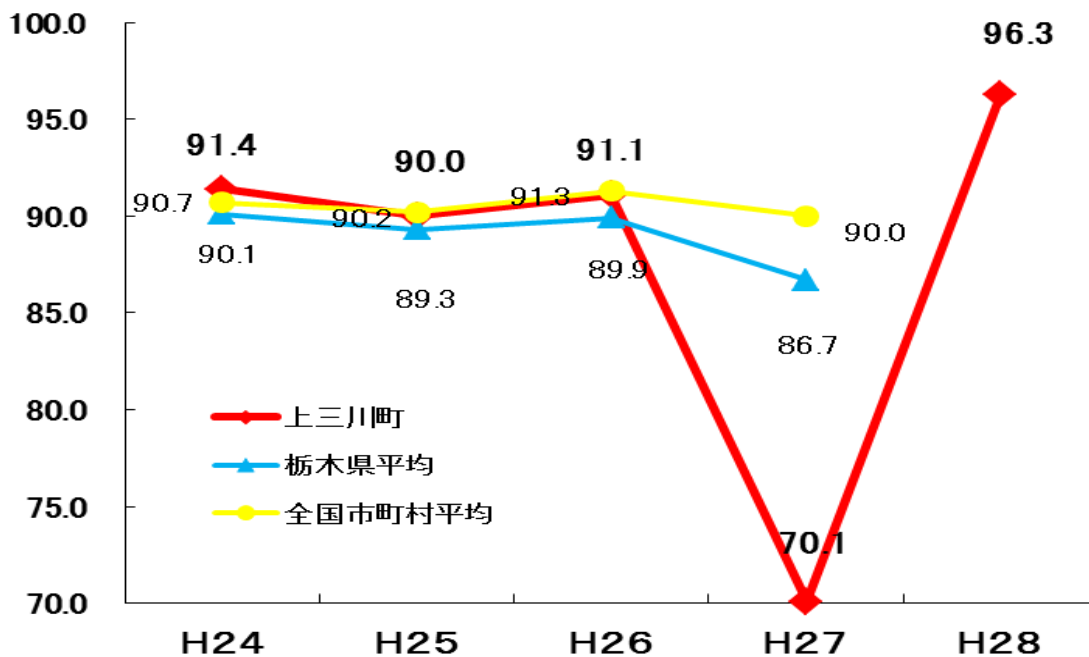
町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示します。目安として、市町村では75%~80%程度が「適正」とされています。

平成20年度より供用開始となった上三川いきいきプラザの建設のための地方債の償還（『公債費分』）が、平成23年度より順次開始してきたことなどにより、他市町との比較においては高い水準の指数となっていました。しかし、現在、新規の地方債の発行を抑制していることで、『公債費分』の指数は今後改善していくことが見込まれます。

平成28年度は、普通交付税が不交付となったこと等により、経常一般財源収入額が例年より低くなっているため、経常収支比率は96.3%という非常に高い数値となりました。

平成29年度は、再び普通交付税の交付団体となることなどから、数値の回復が見込めるものの、児童医療費の助成や障害者自立支援対策といった社会保障施策にかかる費用支出は年々増加していることから、『扶助費分』の指数は引き続き上昇していくことが想定されます。

第11図 経常収支比率の推移



区分／年度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
経常収支比率	91.4	90.0	91.1	70.1	96.3
人件費分	22.5	22.1	21.9	16.9	22.3
扶助費分	8.0	7.9	8.5	7.2	10.4
公債費分	14.9	14.0	13.1	9.1	12.2

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『**実質赤字比率**』、『**連結実質赤字比率**』、『**実質公債費比率**』及び『**将来負担比率**』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「**早期健全化基準**」、「**財政再生基準**」の2つの基準があり、この基準により「**健全段階**」「**早期健全化段階**」「**財政再生段階**」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を営んでいる地方公共団体には、これらの指標のほかに『**資金不足比率**』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	—	—	5.3	—
早期健全化基準	13.68	18.68	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 「**健全段階**」に該当します。

《資金不足比率》

(単位：%)

	水道事業会計	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計
上三川町	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

※ 不足額が生じていないため、「**健全段階**」に該当します。

ことばの意味

★**実質赤字比率**・・・福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

★**連結実質赤字比率**・・・全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

★**実質公債費比率**・・・借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。

★**将来負担比率**・・・地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

★**資金不足比率**・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。